

国家級産業別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成
2012年4月

	1	2	3	4
対象	ハイテク	ハイテク	ハイテク	ソフトウェア
政策名	「中華人民共和国企業所得税法」	「ハイテク企業の国外所得に適用される税率及び納税の減免問題に関する通知」	「創業投資企業の所得税優遇問題の実施に関する通知」	「ソフトウェア産業および集積回路産業の発展をより一層奨励するための諸政策の発布に関する通知」
主管部門	申請機構 企業所在地のハイテク企業認定管理機構 (ハイテク企業認定管理機構は主に省科技厅及び省級財政、税務部門から構成される。) その他主管部門 企業所在地の税務主管機関	申請機構 企業所在地の税務主管機関 その他主管部門 企業所在地のハイテク企業認定管理機構	申請機構 企業所在地の税務主管機関 その他主管部門 企業所在地の財政主管部門	申請機構 企業所在地の税務主管機関 企業所在地直属税関 その他主管部門 中国半導体業界協会(集積回路企業認定) 企業所在地の地方級情報産業主管部門及びソフトウェア業界協会(ソフトウェア企業認定) 中国ソフトウェア業界協会のソフトウェア企業及び製品認定業務委員会(重点ソフトウェア企業認定)
政策の主要内容及び要旨	納税の優遇政策 国家が重点的に支援するハイテク企業に対し、税率を15%に引き下げて企業所得税を徴収する。 重点的な支援分野 国家が重点的に支援するハイテク企業とは、核心的独自的所有権を有し、「中華人民共和国企業所得税法实施条例」中の第93条の条件を満たし、かつ、「ハイテク企業認定管理方法」で認定されたハイテク企業のことを指す。 国家が重点的に支援するハイテク分野： (1) 電子情報技術 (2) バイオと新医薬技術 (3) 航空・宇宙産業技術 (4) 新素材技術 (5) ハイテクサービス業 (6) 新エネルギー及び省エネ技術 (7) 資源及び環境技術 (8) ハイテクによる伝統産業の革新	国内外全ての生産経営活動に関する研究開発費用の総額、総収入、販売収入総額、ハイテク製品(サービス)収入等をもって申請し、かつ認定されたハイテク企業が国外から得た所得についてはハイテク企業所得税優遇政策を享受できる。 すなわち、国外所得については15%の優遇税率により企業所得税を納付でき、国外減免限度額を計算する際は15%の優遇税率により国内外の納税所得額を計算することができる。	創業投資企業が保有目的で未上場の中小ハイテク企業に2年(24ヶ月)以上株式投資し、規定の条件を満たした場合、当該企業の株式を保有してから2年目の財務決算をする際に、投資額の70%を納税対象所得額から控除することができる。その年に控除できなかった部分は以降の納税年度に繰り越すことができる。	(一) ソフトウェア増値税に対し優遇政策を提供する。(注：詳細は「財政部 国家税務総局のソフトウェア製品の増値税政策に関する通知{财税(2011)100号}」を参照。 (二) ソフトウェア企業と集積回路設計企業は営業税を免除する。 (三) 集積回路の線幅が0.8ミクロン以下の集積回路製品を生産する集積回路生産企業は、企業所得税を2年間免除し、3年目から5年目は半減して徴収する。 (四) 集積回路の線幅が0.25ミクロン以下である又は投資額が80億人民元を超える集積回路生産企業は、15%の税率で企業所得税を納付する。その内、経営期間が15年以上の企業は企業所得税を5年間免除し、その後の5年間は半減して徴収する。 (五) 新設した集積回路設計企業及び条件を満たすソフトウェア企業の企業所得税は2年間免除し、その後の3年間は半減して徴収する。企業が輸入する機材は保税政策の対象となる。 (六) 国家計画の範囲にある集積回路設計企業が関連条件を満たした場合、国家が発令した18号令の規定に基づき、国家計画範囲内にある重点ソフトウェア企業の所得税に関する優遇政策を享受できる。 (注：即ち、その年に免税優遇を受けていない場合、税率を10%に引き下げて企業所得税を納付できる。) (七) 条件を満たした集積回路のカプセル化、テスト、専用重要デバイス企業及び集積回路専用設備関連企業に対し、企業所得税の優遇措置を与える。 (八) 企業が臨時的に輸入する社用設備は税関に一時輸入申請をすることができ、その輸入税の納付については現行の法規に準ずる。
適用対象	国家が重点的に支援するハイテク産業分野に属する内資・外資企業は本政策が適用される。	国家が重点的に支援するハイテク産業分野に属する内資・外資企業は本政策が適用される。	創業投資を行う内資・外資企業又はその他経済組織は本政策が適用される。	ソフトウェア産業及び集積回路産業の内資・外資企業は本政策が適用される。

国家級産業別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成
2012年4月

5 ソフトウェア	6 ソフトウェア	7 サービスアウトソーシング
「企業所得税優遇諸政策に関する通知」	「ソフトウェア製品の増値税政策に関する通知」	「サービスアウトソーシング産業の発展促進問題に関する回答」
申請機構 企業所在地の税務主管機関 その他主管部門 企業所在地の情報産業主管部門	申請機構 企業所在地の税務主管機関 その他主管部門 企業所在地の地方（市）級以上のソフトウェア業界協会	申請機構 企業所在市の商務主管部門（サービスアウトソーシング企業認定） 企業所在市の税務主管機関（納税優遇対処） その他主管部門 企業所在市の人民政府科技部門
（一）ソフトウェア開発企業が増値税の還付政策により還付された税金を研究開発及び拡大再生産に利用した場合は、企業所得税課納税入としない。 （二）認定を得た新設ソフトウェア開発企業は利益が出た年から企業所得税を2年間免除し、3年目から5年目は半減して徴収する。 （三）国家計画の範囲にある重点ソフトウェア開発企業がその年に免税優遇を受けていない場合、10%の税率で企業所得税を納付できる。 （四）ソフトウェア開発企業の社員教育訓練費は実際の発生額に従い、課税所得額を計算する際に控除できる。 （五）企業事業機関がソフトウェアを購入した場合、固定資産又は無形資産として計算することができる。 （六）集積回路設計企業がソフトウェア開発企業であるともみなされて、関連企業所得税優遇政策を受けることができる。 （七）集積回路生産企業の生産性設備については、その減価償却期間を適切に短縮することができる。 （八）投資額が80億人民元以上である又は集積回路の線幅が0.25ミクロン以下である集積回路生産企業は税率を15%に引き下げて企業所得税を納付できる。その内、経営期間が15年以上の企業は企業所得税を5年間免除し、その後の5年間は半減して徴収する。 （九）集積回路の線幅が0.8ミクロン以下の集積回路製品を生産する集積回路生産企業は、利益が出た年から、その企業所得税を2年間免除し、3年目から5年目は半減して徴収する。	（一）増値税一般納税者が独自開発ソフトウェア製品を販売した場合、17%の税率に基づき増値税を納付した後、その実質増値税負担が3%を超過した部分については、還付される。 （二）増値税一般納税者が輸入ソフトウェア製品を現地向けに再改良後販売した場合、当該ソフトウェア製品に関しては本条第1項の規定により増値税が還付される。 （三）納税者がソフトウェア製品の開発を受託した場合、著作権が受託側に属する場合には増値税を徴収し、著作権が委託側に属する又は双方が共有する場合には増値税は免除する。国家版權局に登録登記のある製品を納税者が販売時に著作権と所有権をあわせて譲渡した場合、増値税は免除する。	中国サービスアウトソーシングモデル都市は以下の政策を実行する。 （一）2009年1月1日から2013年12月31日において、技術先進型サービス企業に対し税率を15%に引き下げて企業所得税を徴収する。企業の社員教育費は、企業の給与支払総額の8%を超えない比率に従い、実際の状況に基づき企業所得税納税前から控除することができる。企業のオフショアサービスアウトソーシング業務の収入に対して営業税は免除する。 （二）企業が新たに大学・高等専門学校以上の学歴の従業員を採用し、サービスアウトソーシング業務に従事させ、かつ、1年以上の労働契約を締結した場合、中央財政は、企業に対し1人あたり4500元を超えない教育訓練支援を与える。 （三）中央財政は、サービスアウトソーシングモデル都市が公共サービスプラットフォームの構築で購入した設備及び運営費用、サービスアウトソーシング企業のブランド確立、知的所有権の保護、国内外の各種関連展示会及び国際推薦・紹介会への参加、国際資質認証取得等に資金支援を与える。
ソフトウェア産業及び集積回路産業の内資・外資企業は本政策が適用される。	ソフトウェア産業の内資・外資企業は本政策が適用される。	中国サービスアウトソーシングモデル都市でサービスアウトソーシング産業に属する内資・外資企業は本政策が適用される。

国家級産業別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成
2012年4月

8	9	10	11
サービスアウトソーシング	サービスアウトソーシング	アニメーション	アニメーション
「技術先進型サービス企業の企業所得税政策の問題に関する通知」	「モデル都市でのオフショアサービスアウトソーシング業務に対する営業税の免除に関する通知」	「アニメーション産業の発展を支援することに関する納税政策問題に対する通知」	「アニメーション産業の発展を支援するための増徴税と営業税政策に関する通知」
<p>申請機構 企業所在市の政府科技部門（技術先進型企業認定） 企業所在市の税務主管機関（納税優遇対処）</p>	<p>申請機構 企業所在市の税務主管機関 その他主管部門 企業所在市の商務主管部門</p>	<p>申請機構 企業所在区のアニメーション企業認定管理機構（アニメーション企業認定） 企業所在地の税務主管機関（納税優遇対処） その他主管部門 文化部 財政部 国家税務総局</p>	<p>申請機構 企業所在区のアニメーション企業認定管理機構（アニメーション企業認定） 企業所在地の税務主管機関（納税優遇対処） その他主管部門 国家税務総局</p>
<p>2010年7月1日から2013年12月31日において、中国サービスアウトソーシングモデル都市は以下の企業所得税優遇政策を実行する。 （一）認定を受けた技術先進型サービス企業は税率を15%に引き下げて企業所得税を徴収する。 （二）技術先進型サービス企業の社員教育経費は、企業の給与支払い総額の8%を超えない比率に従い、実際の状況に基づき企業所得税納税前から控除することができる。超過部分は、将来の納税年度に繰り越して控除することができる。</p>	<p>2010年7月1日から2013年12月31日において、北京、天津、大連、ハルピン、大慶、上海、南京、蘇州、無錫、杭州、合肥、南昌、アモイ、済南、武漢、長沙、広州、深セン、重慶、成都、西安等の21の中国サービスアウトソーシングモデル都市ではオフショアサービスアウトソーシング業務で得た収入に対する営業税を免除する。</p>	<p>認定を受けたアニメーション企業がアニメ製品を独自開発及び生産した場合、国家がソフトウェア産業の発展を図るために打ち出した所得税優遇政策を申請できる。 国務院関連部門の認定を得たアニメーション企業がアニメの直接製品を独自開発及び生産する際に必ず輸入しなければならない商品については輸入関税及び輸入増徴税免除の優遇政策を享受できる。</p>	<p>アニメーション企業が自ら開発、生産したアニメソフトについては、17%の税率にて増徴税を課税し、その増徴税の実際の税負担が3%を超過した部分については課税と同時に還付を行う政策を実行する。アニメソフトの輸出については増徴税を免除する。 アニメーション企業がアニメ製品の開発のために費やした労務費や国内でアニメの知的所有権を譲渡し得た収入については税率を3%に引き下げて営業税を徴収する。</p>
<p>中国サービスアウトソーシングモデル都市でサービスアウトソーシング産業に属し、かつ技術先進型サービス企業認定を得た内資・外資企業は本政策が適用される。</p>	<p>中国サービスアウトソーシングモデル都市でサービスアウトソーシング産業に属する内資・外資企業は本政策が適用される。</p>	<p>アニメーション産業の内資・外資企業は本政策が適用される。</p>	<p>アニメーション産業の内資・外資企業は本政策が適用される。</p>

国家級産業別優遇政策

政府公表資料によりジェットロ大連事務所が作成
2012年4月

12 サービス業	13 物流業	14 環境保護・省エネ	15 環境保護・省エネ
「中央財政のサービス業を促進するための発展特定資金の管理方法について」	「物流業の健康的発展を促進するための施策に関する意見」	「中華人民共和国企業所得税法实施条例」	「環境保護省エネ節水項目企業所得税優遇目録（試行）発布に関する通知」
申請機構 企業所在地の省級財政部門及び商務、供給と販売部門 その他主管部門 財政部 商務部 中華全国供給と販売総組合	申請機構 企業の所属省市政府の物流業主管部門	申請機構 企業所在地の市級省エネ主管部門（項目の認定） 企業所在地の主管税務機構（納税優遇対処） その他主管部門 省政府省エネ弁公室 省経済と情報化委員会	申請機構 企業所在地の市級省エネ主管部門（項目認定） 企業所在地の主管税務機構（納税優遇対処） その他主管部門 省政府省エネ弁公室 省経済と情報化委員会
資金的支援の範囲 （一）コミュニティーサービス、副（加工）食品安全サービス等の住民の日常生活と直接的に関わるサービス業 （二）商業・貿易流通業、商務サービス業、再生資源回収利用体系、廃旧物及び古物流通体系、業務アウトソーシングと電子商務等及び生産流通関連のサービス業 （三）市場情報サービス、市場動向の監視と予測及び警告、危機管理等の公共サービス業 （四）財政部が定めた支援が必要なその他重点サービス業 資金的支援の方式 （一）具体的な評価基準が制定できるプロジェクトに対しては、補助に替わり奨励法で支援する。プロジェクト実施後、要件を満たしたプロジェクトに対し、規定基準に従い奨励金を手配する。 （二）投資額が多く、銀行から貸付金を受けることができるプロジェクトに対しては、金利補助により支援する。 （三）利益が薄く公益性の高い、評価基準が制定し難いプロジェクトに対しては補助金で支援する。	（一）物流企業の納税負担を軽減。物流企業の営業税について差額納税モデルケースを整備し、早急に全面拡大する。大口商品の倉庫保存施設用地の土地使用税政策を整備する。 （二）物流業の土地政策における支援を強化する。工業企業の旧工場、倉庫及び保有土地資源を物流業の発展に利用できるよう支援する。 （三）道路橋梁の通行料金を低減し、ETCシステムを拡大する。 （四）物流企業資格の行政許可と許認可条件を緩和し、逐次行政的許認可を減少する。 （五）大手有力物流企業が分散する物流施設資源を統合することを支援し、中小物流企業の提携を奨励する。 （六）物流の新技术の独自開発を強化し、適時物流ネットワークの応用モデルを開始する。 （七）各級政府は物流インフラへの投資支援を強化し、物流企業への貸付支援を強化する。 （八）農産物の物流業の発展を促進する。農業スーパー連携、農業学校連携、農業企業連携を促進する。主要品目と重点地域におけるコールドチェーンの確立を加速する。	第八十八条 企業が、規定する条件を満たす環境保護、省エネ節水項目に従事した所得に対し、項目の第一回目の生産経営収入を取得した納税年度から起算して、第一年度から第三年度まで企業所得税を免除し、第四年度から第六年度まで企業所得税を半減して徴収する。 第一百条 企業が購入し、かつ実際に使用したもので、「環境保護専用設備企業所得税優遇目録」、「省エネルギー節水専用設備企業所得税優遇目録」および「安全生産専用設備企業所得税優遇目録」に規定された環境保護、省エネルギー節水、安全生産等の専用設備である場合、当該設備への投資額の10%を企業の当年度の納付税額から控除できる。当年度の控除不足は、以降5納税年度内に繰越して控除することができる。	国家は「環境保護省エネ節水項目企業所得税優遇目録（試行）」に規定する条件を満たす環境保護、省エネ節水項目の所得に対し、項目の第一回目の生産経営収入を取得した納税年度から起算して、第一年度から第三年度まで企業所得税を免除し、第四年度から第六年度まで企業所得税を半減して徴収する。
サービス産業の内資・外資企業は本政策が適用される。	物流産業の内資・外資企業は本政策が適用される。	環境保護、省エネルギー節水項目に従事する国内企業や外資系企業、及び環境保護省エネ、安全生産などの専用設備を購入、使用する内資・外資企業は本政策が適用される。	環境保護、省エネ節水項目に従事する内資・外資企業は本政策が適用される。

国家級産業別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成
2012年4月

16	17	18	19
環境保護・省エネ	太陽光発電	太陽光発電	リサイクル
<p>「『環境保護専用設備企業所得税優遇目録』、『省エネルギー節水専用設備企業所得税優遇目録』及び『安全生産専用設備企業所得税優遇目録』の実施に関する問題点についての通知」</p>	<p>「建物一体型太陽光発電（BIPV）における財政補助金管理暫定方法」</p>	<p>「2012年金太陽モデル業務の展開に関する通知」</p>	<p>「資源総合利用企業所得税優遇目録の実行に関する問題点についての通知」</p>
<p>申請機構 企業所在地の主管税務機関</p>	<p>申請機構 企業所在地の財政主管部門及び建設部門 その他主管部門 財政部 住宅と城郷建設部 企業所属の省級財政、建設部門</p>	<p>申請機構 企業所属の省財政、科技、エネルギー主管部門 その他主管部門 財政部 科技部 国家エネルギー局</p>	<p>申請機構 企業所在地の市級資源総合利用主管部門（資源総合利用認定） 企業所在地の主管税務機関（納税優遇申請） その他主管部門 省級資源総合利用主管部門及び同級主管税務部門</p>
<p>企業が2008年1月1日より購入し、かつ実際に使用したもので、「目録」に規定された環境保護、省エネルギー節水、安全生産等の専用設備である場合、当該設備への投資額の10%を企業の当年度の納付税額から控除できる。 企業が自己調達した資金と銀行借入金で専用設備を購入した場合の投資額について、企業所得税法の規定により企業の納付税額から相殺して控除できる。 企業が購入日から5納税年度以内に専用設備を譲渡、貸出す場合、譲渡の譲受者は当該専用設備への投資額の10%を当年度の納付税額から控除できる。</p>	<p>補助資金の使用範囲 （一）都市太陽光発電と建物の一体型の応用、農村及び遠隔地の建物太陽光発電の利用などに定額補助金を与える。 （二）建物一体型太陽光発電の取付技術基準規程の作成。 （三）建物一体型太陽光発電の応用の共通重要技術の集約と普及。 資金補助の基準 2009年の補助基準は原則20元/Wpとし、基準の詳細は建物との結合度合い、太陽光発電製品の技術の先鋭度合いなどにより分類して決定する。以降年度の補助基準は産業発展の状況により適切に調整する。</p>	<p>（注：金太陽モデルプロジェクトとはわが国が太陽光発電技術の各分野での応用及び重要技術の産業化を支援するための具体的行動であり、2～3年以内に実施完成させる計画。） 支援範囲 （一）経済技術開発区、ハイテク開発区、工業園区、産業園区、商業園区で集中的に建設した利用者側の太陽光発電項目。 （二）工業鉱山、商業企業の既存建物などを利用し、分散して建設する利用者側の太陽光発電項目。 （三）スマートグリッドとマイクログリッド技術を結び付ける集中エリアの利用者側の太陽光発電項目のデモンストレーションを展開する。 （四）送電設備のない遠隔地住民の電気問題を解決するための独立太陽光発電、風力と太陽光の相互補完発電など。 補助基準 （一）2012年利用者側太陽光発電項目の補助基準は原則7元/kWである。 （二）独立太陽光発電、風力と太陽光の相互補完発電などの補助基準は別途決定とする。スマートグリッドとマイクログリッド技術と結び付ける集中エリアの利用者側の太陽光発電項目の補助基準は7元/kWの上、エネルギー貯蔵装置の配置などの要因を考慮して適切に増加する。</p>	<p>企業は2008年1月1日より「資源総合利用企業所得税優遇目録」に記載された資源を主要原料として、「資源総合利用企業所得税優遇目録」内の国家又は業界の関連基準に適合する製品を生産した所得に対して、納税所得額を計算する場合、90%に引き下げて当年度の収入総額に計上する。</p>
<p>環境保護、省エネ、安全生産などの専用設備を購入、使用する内資・外資企業は本政策が適用される。。</p>	<p>太陽光発電応用項目を持つ又は太陽光発電製品を生産する内資・外資企業は本政策が適用される。</p>	<p>太陽光発電産業の内資・外資企業は本政策が適用される。</p>	<p>資源総合利用する内資・外資企業は本政策が適用される。</p>

国家級産業別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成
2012年4月

20 リサイクル	21 農林・牧畜・漁業	22 農林・牧畜・漁業	23 資源開発
「資源総合利用及びその他製品の増値税政策に関する通知」	「中華人民共和国企業所得税法实施条例」	「農林牧漁業項目企業の所得税優遇実施の関連問題についての公告」	「『十二五』（第12次五ヵ年計画）期間にわが国の海洋で石油（天然ガス）を採掘する場合の輸入物資に対する輸入税免除についての通知」
<p>申請機構 企業所在地の市級資源総合利用主管部門（資源総合利用認定） 企業所在地の主管税務機関（納税優遇申請） その他主管部門 省級資源総合利用主管部門及び同級主管税務部門</p>	<p>申請機構 企業所在地の主管税務機関</p>	<p>申請機構 企業所在地の主管税務機関</p>	<p>申請機構 国土資源部 中国海洋石油総公司（項目主管） その他主管部門 財政部 税関総署 国家税務総局</p>
<p>（一）下記の自社製品の販売に対して、増値税を免除する政策： （1）再生水。 （2）生産原料はすべて廃棄タイヤを利用して生産したゴム粉。 （3）タイヤの再利用。 （4）生産原料に固形廃棄物を30%以上配合する特定建材製品。 （二）汚水処理労務に対して増値税を免除する。 （三）下記の自社製品の販売に対して、増値税を徴収後直ちに還付する政策を実施する。 （1）工業排気を原料として生産した高純度二酸化炭素製品。 （2）ゴミを燃料として生産した電力又は熱力。 （3）石炭の採掘に伴う廃棄物油母頁岩を原料とした頁岩油。 （4）廃棄アスファルトコンクリートを原料とした再生アスファルトコンクリート。 （5）ロータリーキルン工程により生産し、かつ生産原料に30%以上の固形廃棄物を配合したセメント（セメントクリンカーを含む）。 （四）自社製の総合利用生物ディーゼル油の販売に対して、増値税を一旦徴収するが、後に還付する政策を実施する。</p>	<p>第八十六条 （一）企業が下記の項目に従事した所得について企業所得税を免除する。 （1）野菜、穀物、芋類、油料、豆類、綿花、麻類、糖料、果物、堅果の栽培。（2）農作物の新品種の選抜育成。 （3）漢方薬材の栽培。 （4）樹木の育成と栽培。（5）家畜、家禽の飼育。 （6）林産品の採集。 （7）灌漑、農産品の一次加工、獣医、農業技術の推進、農機作業および補修等の農、林、牧、漁業のサービス業。 （8）遠洋漁業。 （二）企業が下記の項目に従事した所得について企業所得税を半減して徴収する。 （1）草花、茶およびその他飲料作物と香料作物の栽培。 （2）海水養殖、内陸養殖。</p>	<p>（一）農産物の一次加工の関連事項の税務対処 藁 企業が受託して「財政部 国家税務総局 企業所得税優遇政策を享受する農産物一次加工範囲（試行）の発布についての通知」（財税[2008]149号と「財政部 国家税務総局 企業所得税優遇政策を享受する農産物一次加工の関連範囲についての補足通知」（財税[2011]26号）に規定した農産物の一次加工に従事した加工賃所得を、農産物一次加工の免税項目扱いとすることができる。 （二）企業が購入した農、林、牧、漁産品を自社所有又は賃借した敷地で再栽培、養殖し、その生物形態を変更させる、かつ本農産物を加工することにより製品の使用価値を著しく増加させたものでない場合、農産物の栽培、養殖項目として相応する納税優遇を享受できる。藁 （三）企業が他企業又は個人に委託して実施条例の第八十六条に規定した農、林、牧、漁業項目に従事させた所得に対して、相応する納税優遇を享受できる。企業が受託して実施条例の第八十六条に規定した農、林、牧、漁業項目に従事した収入に対しては、委託者が享受する相応の納税優遇に基づく。</p>	<p>（一）自2011年1月1日から2015年12月31日において、わが国の海洋で石油（天然ガス）の採掘作業を行う場合、中国国内では生産不能又は性能が要求を満たせず、かつ採掘作業に直接使用する設備を輸入する場合、規定した免税輸入金額内で輸入関税と輸入増値税を免除する。 （二）本通知に規定した探査開発項目に基づく一時輸入「免税物資リスト」に記入した物資に適合する場合、免税を許可する。 （三）本通知に規定した探査開発項目に基づくリース輸入「免税物資リスト」に記入した物資に適合する場合、免税する。</p>
<p>資源総合利用する内資・外資企業は本政策が適用される。</p>	<p>農林牧漁業の内資・外資企業は本政策が適用される。</p>	<p>農林牧漁業の内資・外資企業は本政策が適用される。</p>	<p>海洋石油採掘業に従事する内資・外資企業（提携の形で参画）は本政策が適用される。</p>

国家級産業別優遇政策

政府公表資料によりジェットロ大連事務所が作成
2012年4月

24 資源開発	25 資源開発	26 R&D	27 R&D
<p>「『十二五』（第12次五ヵ年計画）期間にわが国の陸上特定地区で石油（天然ガス）を採掘する場合の輸入物資に対する納税政策についての通知」</p>	<p>「『十二五』（第12次五ヵ年計画）期間CBM探査開発項目での輸入物資の輸入税免除についての通知」</p>	<p>「『科技開発用品の輸入税免除暫定規定』と『科学研究と教学用品の輸入税免除規定』の改定に関する決定」</p>	<p>「研究開発機関の設備購入に当たる納税政策の継続実施についての通知」</p>
<p>申請機構 国土資源部 中国石油天然ガス集团公司（項目主管） その他主管部門 財政部 税関総署 国家税務総局</p>	<p>申請機構 財政部 中聯石炭層ガス有限責任公司（項目主管） その他主管部門 税関総署 国家税務総局</p>	<p>申請機構 企業所属省級科技管理部門 企業所在地の直属税関</p>	<p>申請機構 企業所在地の商務主管部門 その他主管部門 企業所在地の主管財政、税務部門及び直属税関</p>
<p>（一）2011年1月1日から2015年12月31日において、砂漠、ゴビ砂漠で石油（天然ガス）の採掘作業を行う自営項目では、中国国内では生産不能、かつ探査、開発作業に直接使用する設備を輸入する場合、規定した免税輸入金額内で輸入関税を免除する。 （二） 国家の許可を得た陸上石油（天然ガス）落札エリアで石油（天然ガス）採掘作業を行う中外提携項目では、中国国内では生産不能、また探査、開発作業に直接使用する設備を輸入する場合、規定した免税輸入金額内で輸入関税と輸入増徴税を免除する。 （三） 本通知に規定した探査開発項目に基づく一時輸入「免税物資リスト」に記入した物資に適合する場合、免税を許可する。 （四） 本通知に規定した探査開発項目に基づくリース輸入「免税物資リスト」に記入した物資に適合する場合、輸入税を免除する。</p>	<p>（一）2011年1月1日から2015年12月31日において、中聯CBM有限責任公司及びその国内外パートナーがわが国国内でCBM探査開発項目を行う際、中国国内では生産不能、かつ探査、開発作業に直接使用する設備を輸入する場合、輸入関税と輸入増徴税を免除する。 （二） 本通知に規定した探査開発項目に基づく一時輸入「免税物資リスト」に記入した物資に適合する場合、免税を許可する。 （三） 本通知に規定した探査開発項目に基づくリース輸入「免税物資リスト」に記入した物資に適合する場合、免税する。</p>	<p>「科技開発用品の輸入税免除暫定規定」 下記の科学研究、技術開発機構は2015年12月31日前までに、合理的な数量範囲で、中国国内では生産不能又は性能が需要を満たさない科技開発用品（詳細は「免税輸入科技開発用品リスト」を参照）を購入する場合、輸入関税と輸入増徴税、消費税を免除する。 （1） 科技体制改革過程において、企業化され、主に科学研究と技術開発に従事する機関。 （2） 国家エンジニアリング研究センター。 （3） 企業の技術センター。 （4） 国家重点実験室と国家エンジニアリング技術研究センター。 （5） その他科学研究、技術開発機関。</p>	<p>外資系研究開発センターに対して、科技開発用品輸入の輸入関税と輸入増徴税、消費税（以下、まとめて輸入税と称す）を継続して免除する。国内研究開発機関と外資研究開発センターが中国国産設備を購入する場合、増徴税を全額還付する政策を継続して実施する。 外資系研究開発センターは「科技開発用品の輸入税免除暫定規定」と「『科技開発用品の輸入税免除暫定規定』と『科学研究と教学用品の輸入税免除規定』の改定に関する決定」を適用し、輸入税を免除する。</p>
<p>陸上石油採掘業に従事する内資・外資企業（提携の形で参画）は本政策が適用される。</p>	<p>CBM探査、開発業に従事する内資・外資企業（提携の形で参画）は本政策が適用される。</p>	<p>内資・外資の研究開発及び技術センターは本政策が適用される。</p>	<p>内資・外資の研究開発センターは本政策が適用される。</p>

国家級産業別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成
2012年4月

28 R&D	29 中小・零細企業支援	30 中小・零細企業支援	31 中小・零細企業支援
「企業研究開発費用の納税前控除の管理方法（試行）」	「国務院の中小企業の発展を更に促進するための諸意見」	「中小企業発展特定資金管理方法」	「中小商業貿易企業発展特定資金管理暫定方法」
<p>申請機構 企業所在地の主管税務機関 その他主管部門 企業所在地の科技管理部門</p>	<p>申請機構 企業所在地の中小企業管理部門 その他主管部門 財政部 企業所在地主管税務部門及び同級財政部門</p>	<p>申請機構 企業所属の中小企業管理部門 その他主管部門 財政部 工業と情報化部 企業所属の省級財政部門</p>	<p>申請機構 企業所属の省級財政部門 その他主管部門 財政部 商務部 企業所属の商務主管部門</p>
<p>企業は「国家が重点をおいて支援するハイテク分野」と「現在優先して発展させるハイテク産業化重点分野ガイド」に規定した項目の研究開発活動に従事し、1納税年度に規定された費用支出の実費に対して、納税所得金額を計算する場合、規定により加算して控除することが許可される。 (注： 「国家が重点をおいて支援するハイテク分野」は下記の分野を含む。電子情報技術、生物と新医薬技術、宇宙航空技術、新材料技術、ハイテクサービス業、新エネルギー及び省エネ技術、資源と環境技術、ハイテク技術改造伝統産業。 「現在優先して発展させるハイテク産業化重点分野ガイド」（2011年度）は下記の分野を含む。情報、生物、宇宙航空、新材料、先進エネルギー、現代農業、先進製造、省エネ環境保護と資源综合利用、海洋、ハイテクサービス。）</p>	<p>(一) 中央財政予算により中小企業の発展を援助する特定資金の規模を逐次拡大し、中小企業の技術創出、構成の調整、省エネ・排出削減、市場開拓、就業拡大に重点をおいて支援する。 (二) 中小企業が国家奨励類項目に投資して、必要とする自社用設備及び設備の輸入に伴う技術及びスペアパーツの輸入に対して、輸入関税を免除する。 (三) 中小企業は特殊な困難により期限通りに納税できない場合、法律により3ヶ月以内に納税の延期を申請することができる。 (四) 規定された権限と手順によって許認可されていない行政事業性料金項目と政府性基金項目はすべて廃止する。</p>	<p>特定資金の支援方式は無償援助、借入の金利補助と資本金注入の方式を取る。 (1) 自己資金を主として投資した固定資産建設項目は、通常無償援助する。金融機関による借入金を主として投資した固定資産建設項目は通常借入金金利補助の方式を取る。 (2) 中小企業の信用担保体系の建設項目は通常無償援助とし、特殊な状況の場合、資本金注入の方式を採用することもできる。 (3) 市場開拓などの項目は通常無償援助の方式を採用する。 (4) 特定資金の無償援助の金額は、1項目は通常通常300万元以内に抑える。</p>	<p>資金的支援の範囲 本方法でいわゆる中小商業貿易企業とは問屋と小売、宿泊と飲食、リースとビジネスサービス、住民サービスとその他サービス、屠殺、物流と倉庫業などの中小企業を指す。 資金的支援の方式 特定資金は財政補助金、借入金利補助と補助金の代わりに奨励するなどの支援方式を取る。財政補助方式は主に中小商業貿易企業借入信用担保、信用保険、中小商業貿易企業の市場開拓とブランディング活動、及び中小商業貿易企業向けの教育訓練と管理コンサルティングサービスなどに利用される。 (二) 借入金金利補助は主に規定に適合し、かつ銀行の借入金を得られる中小貿易企業に利用される。 (三) 補助金の代わりに奨励する方式は主に具体的な量的評価基準を制定できる項目に適用し、項目を実施かつ規定した基準によって検収に合格した後奨励する。</p>
ハイテク技術研究開発活動を行っている内資・外資企業は本政策が適用される。	中小型内資・外資企業は本政策が適用される。	中小型内資・外資企業は本政策が適用される。	中小型商業貿易の内資・外資企業は本政策が適用される。

国家級産業別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成
2012年4月

32	33
<p>中小・零細企業支援</p>	<p>中小・零細企業支援</p>
<p>「小型低収益企業所得税友軍政策の関連問題についての通知」</p>	<p>「小型零細企業に対する行政事業性費用の一部免除についての通知」</p>
<p>申請機構 企業所在地の主管税務機関</p>	<p>申請機構 企業所在地の主管税務機関 企業所在地の工商管理部門 企業所在地の商務部門 企業所在地の農林業部門など</p>
<p>さらに小型低収益企業の発展を支援するため、國務院の批准を受けて、小型低収益企業の所得税政策について下記のとおり通知する。 2012年1月1日から2015年12月31日において、年間納税所得額が6万元（6万元込み）以下の小型低収益企業に対して、その所得を50%に引き下げて納税所得額として計上し、20%の税率で、企業所得税を納付する。 （注： 「中華人民共和国企業所得税法实施条例」の規定により、小型低収益企業は国家が制限又は禁止する業界ではなく、かつ下記の条件を満たす企業。 （1）年間納税所得額が30万元を超えず、従業員数が100人を超えず、総資産が3000万元を超えない工業企業。 （2）年間納税所得額が30万元を超えず、従業員数が80人を超えず、総資産が1000万元を超えない其他企業。</p>	<p>免除する行政事業性料金項目は下記を含む。 （一）工商管理部門が徴収する企業登録登記費用。 （二）税務部門が徴収する税務領収書のコスト。 （三）税関部門が徴収する税関監督管理手数料。 （四）商務部門が徴収する船積証書の料金、手作り製品証書の料金、紡績品の原産地証明書の料金。 （五）品質検査部門が徴収する一般原産地証書の発行料金、一般原産地証書のコストと組織機構コード証書のコスト。 （六）貿易促進会が徴収した貨物原産地証明書の料金、ATA証書類の料金。 （七）国土資源部門が徴収した土地登記料金。 （八）新聞出版部門が徴収したコンピューターソフトウェア著作権当期料金。 （九）農業部門が徴収した農機監督管理料金、新しい動物薬の許認可料金、「輸入動物薬L/C」の許認可料金と生産済みの動物薬品種の登録登記料金。 （十）林業部門が徴収する森林所有権コスト。 （十一）旅行部門が徴収する星付け看板のコスト、A級旅行観光地の看板のコスト、工農業観光モデル地区看板のコスト。 （十二）中国イスラム教協会が徴収するハラールフード認証料金。 （十三）各省、自治区、直轄市人民政府及びその財政、価格主管部門が管理権限により批准して設立した管理類、登記類と証書類の行政事業性料金。</p>
<p>小型低収益の内資・外資企業は本政策が適用される。</p>	<p>小型零細内資・外資企業は本政策が適用される。</p>